令和2年11月20日 第2回警備·消防専門委員会決定事項

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等会場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開・閉会式、冬季大会の開始式・ 表彰式(以下「開・閉会式等」という。)の会場における秩序の保持と式典の円滑な運営を図 るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者(以下「入場者等」という。)が遵 守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 開・閉会式等関連会場 開・閉会式等を実施するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会(以下「県委員会」という。)が使用する区域をいう。
  - (2) 入場管理エリア 開・閉会式等関連会場のうち、I Dカード、入場券等の通行管理レベル識別証(以下「I Dカード等」という。)により入場管理を行う区域をいう。
  - (3) 式典会場 開・閉会式等の式典が行われる区域をいう。

(管理運営者)

第3条 開・閉会式等関連会場の管理運営者は、県委員会会長(以下「会長」という。)とする。

(持込禁止物)

- 第4条 開・閉会式等関連会場に、次の各号に掲げる物(模造品、類似品を含む。)を持ち込んではならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
  - (1) 銃砲類、エアーソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させる物(銃砲の 威力のない銃器を含む。)
  - (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
  - (3) 毒物、劇物、その他の有害物質
  - (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類、その 他の可燃性の危険物
  - (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他の凶器として使用されるおそれのある物
  - (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図面、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他の開・閉会式等の運営に支障を及ぼすおそれのある物

- (7) 塗料類 (ペンキ類)
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。)
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチへリコプター、ラジコンへリコプター、その他遠隔操作 又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機(以下「無人航空機」という。)
- (11) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。)
- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物
- 2 式典会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んではならない。 該当物については持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要 と認めた場合は、この限りではない。
  - (1) 酒類
  - (2) ペットボトル
  - (3) ドライアイス
  - (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類 (スプレー缶を含む。)、 凍結物、その他の投てき又は破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
  - (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他の大きな音が出る物
  - (6) クーラーボックス、旅行用カバン、ベビーカー、その他のスタンド通路の通行に支障を 及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
  - (7) その他開・閉会式等の式典の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

## (禁止行為)

- 第5条 開・閉会式等関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、 会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
  - (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
  - (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
  - (3) 機器を使用するなどして、むやみに大音量を発すること。
  - (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
  - (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
  - (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
  - (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること。
  - (8) アルコール、薬物、その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとすること。
  - (9) 県委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式等関連会場に自動車 を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
  - (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
  - (11) たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。

- (12) テント、小屋掛け、その他工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (14) 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること。
- (16) 本人名義以外のIDカード等を使用して入場管理エリアに入る目的でIDカード等を 所持し、又は入場しようとすること。
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- (18) 開・閉会式等関連会場の上空において、無人航空機を飛行させること。
- (19) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは 危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場において、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
  - (1) 式典会場内で傘を使用すること。
  - (2) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
  - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

## (遵守事項)

- 第6条 入場者等は、開・閉会式等関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければな らない。
- 2 入場管理エリアに入場し、又は入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しな ければならない。
  - (1) I Dカード等を外部から視認できるように県委員会から指定された方法により携帯し、 係員から提示を求められたときは、これに応じること。
  - (2) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート等写真付きの身分証明書又は健康保険被保険者証、その他の本人であることを確認できるものを携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
  - (3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- 3 式典会場に入場し、又は入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 式典会場の入口において、県委員会が指定する方法による本人確認に応じること。
  - (2) 式典会場における秩序の保持と大会の円滑な運営のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
  - (3) 指定された席又はスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

## (入場制限等)

- 第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式等関連会場への入場を 拒み、又は退場を命ずることができる。
  - (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
  - (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者

(3) 正当な理由なく、前条に掲げる事項を遵守しない者

(適用除外)

- 第8条 第4条及び第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。
  - (1) 県委員会又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実施本部が、開・閉会式等の会場設営 及び運営並びに式典行事を行う場合
  - (2) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会が、競技のため会場設営及び運営を行う場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4 (2022) 年1月23日から施行し、令和4 (2022) 年10月31日をもって、その効力を失う。